

目 次

第1部 取り戻そう豊かな環境！つなげよう未来へ

第1章 環境問題の動向	1
第2章 県の施策体系	2
第3章 本県の最近の取組	3
1 待ったなし！温暖化対策～京都議定書目標達成に向けて～	6
2 千葉県らしい資源循環型社会を目指して～資源循環型の社会づくり～	11
3 廃棄物の不法投棄は許さない～産業廃棄物の不適正処理対策～	15
4 生物多様性を守るために～生物多様性を損なう3つの危機への取組～	20
5 千葉県三番瀬再生計画の策定に向けて～三番瀬再生への取組～	24
6 きれいな水と空を取り戻そう～印旛沼及び手賀沼での水循環回復・ディーゼル自動車対策の取組～	26
7 環境を守り育てる人としくみづくり～環境学習・ちば環境再生基金・公害防止協定の取組～	30

第2部 良好な環境の創造に向けて

第1章 総合的環境保全対策の推進	39
第1節 千葉県環境基本計画	39
第2節 千葉県資源循環型社会づくり計画	43
第3節 ちば環境再生計画	45
第4節 「バイオマス立県ちば」推進	49
第5節 千葉県西・中央地域エコタウンプラン	49
第6節 環境マネジメントシステム	50
第7節 エコテク・サポート制度 ～環境新技術推進制度～	58
第8節 公害防止計画	58
第9節 公害防止協定	62
第10節 環境影響評価制度等	65
第11節 環境月間	66
第12節 千葉県地域環境保全基金	72
第13節 NPO等との連携の促進	73

第2章 環境学習の推進	74
第1節 環境学習の必要性	74
第2節 環境学習の基本的な考え方	74
第3節 環境学習の展開	77
第4節 パートナーシップの構築に向けて	80
第3章 地球環境への取組	82
第1節 地球規模の環境問題	82
第2節 地球環境保全に向けた取組	83
第4章 生物多様性の保全に向けて(自然環境)	89
第1節 自然環境の体系的保全	89
第2節 自然公園の保護と利用	92
第3節 種の保存	92
第4節 鳥獣の保護管理	94
第5節 自然とのふれあいの確保	96
第6節 森林の保全	97
第7節 都市の自然環境の保全	100
第8節 文化財の保護	103
第5章 改善が進む千葉の空(大気環境)	105
第1節 大気汚染の現状	105
第2節 大気汚染防止対策	112
第3節 大気汚染による影響・被害	120
第6章 静かな住環境への取組(騒音・振動)	123
第1節 騒音の現状	123
第2節 騒音防止対策	124
第3節 振動の現状	126
第4節 振動防止対策	127
第7章 航空機騒音の解決を目指して	130
第1節 航空機騒音の現状	130
第2節 航空機騒音防止対策	133

第8章 環境にやさしい車社会を目指して（自動車交通公害）	137
第1節 自動車交通公害の現状	137
第2節 自動車交通公害防止対策	139
第9章 産業の発展と共に変わる悪臭対策	146
第1節 悪臭の現状	146
第2節 悪臭防止対策	146
第10章 みんなで取り組む水質改善（水環境）	150
第1節 水質汚濁の現状	150
第2節 水質保全対策	157
第11章 大切にしよう私たちの大地（地質環境）	171
第1節 地盤沈下の現状と対策	171
第2節 地下水汚染の現状と対策	179
第3節 土壌汚染の現状と対策	185
第12章 廃棄物に対する取組	188
第1節 一般廃棄物	189
第2節 産業廃棄物	197
第13章 化学物質に対する取組	206
第1節 P R T R制度（化学物質排出・移動量届出制度）への取組	206
第2節 千葉県化学物質環境管理指針	211
第3節 ダイオキシン類対策	211
第4節 内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）への対応	217
第14章 地域での取組	219
第1節 市町村の取組	219
第2節 事業者の取組	220
第3節 県民の取組	220
第15章 その他の環境保全対策	221
第1節 公害紛争・公害苦情の処理	221

第2節	環境犯罪の取締り	221
第3節	環境保全に関する調査・研究の推進	223
第4節	融資・助成制度	227
第5節	特定工場における公害防止組織の整備	229
第6節	関係地方公共団体との協力の推進	229
第7節	市町村の環境保全対策	229

資料編（目次は資料編の冒頭に記載）

- 1 環境行政の推進体制
- 2 法令等の整備
- 3 大気環境
- 4 水環境
- 5 地質環境
- 6 騒音・振動
- 7 廃棄物
- 8 化学物質
- 9 自然環境
- 10 地域環境活動
- 11 環境行政一般

環境用語解説（本文中*印のある用語等について解説）

- ・本白書は、平成16年度の環境の現状とその対策をまとめたものですが、平成17年度の事項についても一部記述することとしました。
- ・元号は原則として省略しております。